

平成24年知立市議会 6月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成24年6月18日（月） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

安江 清美	田中 健	山崎りょうじ	池田 福子
川合 正彦	村上 直規	風間 勝治	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	成瀬 達美
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	清水 辰夫
長寿介護課長	正木 徹	国保医療課長	中村 明広
健康増進課長	岩瀬 晴彦	市民部長	竹本 有基
市民課長	神谷 雅俊	経済課長	平野 康夫
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第41号	逢妻衛生処理規約の変更について	原案可決
陳情第9号	最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書	不 採 択
陳情第10号	労働者派遣法の抜本改正を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第11号	すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現および「パート労働法」の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第12号	新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第13号	T P P（環太平洋経済連携協定）への参加に反対する意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第14号	原発をなくし、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第15号	学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書	〃

午前10時00分開会

○田中委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第41号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号、陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第9号から陳情第15号までの7件につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の案件が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席についていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は7件分をまとめて10分でお願いします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員の方は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、陳情第9号から陳情第15号までの7件につきまして、提出者代理の永井さん、説明席にお座りください。

それでは、永井さん、趣旨説明をお願いします。

○永井和彦氏

自治労連愛知県本部の永井です。よろしくお願いいいたします。

陳情の第9号でありますけれども、最低賃金については現在の民主党政権が2020年までに時給800円、平均で1,000円というマニフェストを掲げております。愛知県の最低賃金は現行では750円となっております、これでは1日8時間、22日働いても税金等控除すれば10万9,286円という水準であります。

したがって、最低賃金の1,000円以上の引き上げ及び時間額1,000円以上、日額7,500円、月額16万以上の全国一律最賃制度の確立を求めるものです。

続きまして、陳情の10号であります。労働者派遣法については、抜本的に改正して、雇用破壊の現行である派遣切りだとかをただしていくことが求められていますので、労働者派遣法の抜本改正を求めるものであります。

続きまして、陳情の11号、パート労働法の問題であります。ILOの条約ではパート労働者の勤労待遇をうたっていて、その批准について日本政府に求めるものであります。

ILOの100号条約にかかわって、日本で男女差別だとかパート労働者の均等待遇が実現していないということがILOによって指摘されています。

したがって、パート労働法を改正してパート労働者の雇用の安定、均等待遇の実現を求める意見書の提出を求めるものであります。

続きまして、陳情書の12号、新卒者の雇用確保の問題でありますけれども、今春の高校卒業者の就職内定率が97%というふうに報道されておまして、昨年比よりは若干改善されましたが、就職状況は依然として厳しい状況にあります。

したがって、政府に対して雇用拡大を求めて企業に対する雇用の場の確保並びに医療や介護の雇用の拡大、震災復興事業を公的事業として雇用の場の確保を求める等についてを求めます。

陳情書の13号、TPPの問題であります。

これは今、全国で都道府県でいいますと44議会が反対しています。JAですとか日本医師会、全労連、全森連、商工会議所、消費者団体等を初めとしてTPPへの参加に反対の声が広がっています。

TPPは食料の問題だけに限らず、医療あるいは公共調達、保険等にも国民生活の影響を与えるものとなろうとしています。

よって、TPPに参加することについて反対し

て、その撤回を求める意見書を提出することを求めるものであります。

続きまして、陳情書の14号ですが、原発をなくして自然エネルギーに転換するという問題です。

政府は、大飯原発の再稼働を決めましたけども、原発をなくして原子炉については廃炉にするということが国民的な大きな声となっています。日本の原発全部で54基ありますけども、多くが30年以上経過しており、その運転は危ぶまれています。原発の再稼働ではなく、今こそ政府が原発をやめて自然エネルギーへの転換を求めるものであります。

日本は、幸いにも風力とか水力、あるいは森林を利用したバイオマス、地熱発電等もできる状況にありますので、原発をやめて自然エネルギーの転換を求めるものであります。

最後に、陳情の15号、学童保育の充実の問題であります。

これについては、今、学童保育については国民生活センターで子供の安全や安心の問題、指導員が低賃金、不安定雇用に置かれていることなどが問題点としてまとめられていて、3回にわたって厚生労働省に対して提言が行われています。全国どこに住んでいても学童保育を必要とする子供に安心して生活できる場、すこやかに育てる場を保障する学童保育制度の確立が急務となっています。

したがって、指導員の人件費を常勤複数で予算化すること、指導員の福利厚生費を予算化すること、学童保育に関する国の責任を明確にする、学童保育の最低基準を策定することを求めて意見書の提出を求めるものであります。

以上、陳情書の趣旨説明ですが、全体として私たちは住民福祉を増進するという地方自治の本来の立場、及び国が国民生活の向上を目指すという立場で政治を進めていただくことを知立市議会として意見書として採択していただくことを願って趣旨説明といたします。

どうもありがとうございました。

○田中委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質問なしと認めます。

これで陳情第9号から陳情第15号の趣旨説明を終わります。

永井さん、傍聴席にお戻りください。

○田中委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会の付託された案件を議題としていきます。

議案第41号 逢妻衛生処理組合規約の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○池田福子委員

ちょっと確認をお願いいたします。

逢妻衛生処理組合のことなんですけれども、文面から見ますと単なる手続上の文言の違いという変更ということで理解させていただきました。

ただし、3月議会で取り上げられました在住の方ですね、外国人の方の今の進捗はどうなっておりますでしょうか。前は200名近い方の不法滞在の方がリストにあがって見えたとおもいます。その件について、ちょっとお知らせ願えますでしょうか。

○市民課長

5月7日時点の仮住民票ができる方、また、できない方を私のほう、送らせていただきました。

それで、外国人登録者のそのときの5月7日時点の数は4,209人です。その内訳は、仮住民票ができる対象者、この方が4,049人、仮住民票ができない滞在者ということで160人おみえになりました。その後、私のほう実態調査、また、市民課

のほうに在留資格、そういったものを提出された方がおみえになります。

それで、今言った仮住民票対象者なんですけど、今4,049人と申しあげましたけど、6月5日、6日、12日、13日、この4日間で実態調査を行いました。それで、対象者は56人おみえになりましたけど、実質的にその実態調査によって住所、そちらに住んでみえない方、この方が26人おみえになります。そうしますと、この時点で4,023人は仮住民票ができるということでございます。

それと160人、この方につきましては、5月7日時点ではできないというお話でしたが、在留資格、そういったものの申請によって入国管理事務所、また、市役所の窓口で、こういうふうにご手続をされたということでおみえになった人が47人おみえになります。そして、実質的にはできない方、この時点では113人おみえになります。

また繰り返すようなんですけど、4,023人が先ほどできるというお話をしましたけど、これから47人の方ができないというふうになりますので、4,070人の方が今現在時点では仮住民票ができると。それと、不法滞在者みたいな、要するに仮住民票ができない方が113人で、26人の方が職権消除になりますので、そうすると、この現在の時点139人、それで合計が4,209人ということになります。

ただ、5月7日から5月31日の時点での転入だとか出生、入国ですね、そういった方が知立市で受け付けをしましたのが175人おみえになります。そうした方が、また今後も7月9日時点でどのぐらいの人数になるかというのは、毎日移動とかいろいろございますので、現時点の今、報告をさせていただきました。

○池田福子委員

ありがとうございます。

大変な作業だったと思います。未登録の方、登録できない方、本格的に決まってくると思うんですけど、その方たちに対しては、どのようにアプローチしていこうと考えてらっしゃることはありますか。

○市民課長

一応139人の方、現時点移行できない方ですので、もうその方については中旬とか、また、7月に入りましたら私のほうから再度、同じ文面になると思いますけど、必ず入国管理事務所のほうで手続をしてくださいという形で送らせていただきたいというふうに考えております。

○池田福子委員

電話とかそういうアプローチは、あまりお考えではないでしょうか。

電話とか訪問とかそういったものは、あまりお考えではないですか。

○市民課長

この対象になってない方につきましては、私のほうも既に昨年から、また、ことしに入っても3月時点でも、また4月時点でも何回ともなく通知をさせていただいております。

ただ、この実態調査となりますと、職員も今現在いろんな作業がございますので、できる範囲で手紙とか、また電話というとなかなか電話番号というのは把握ができないというのが、ちょっと申しわけございません、現状でございますので、手紙で送らせていただくか、職員がほんとに暇なときに行くしかないかなと。

ただ、今これから7月9日までいろんな作業がございますので、その時点ができるかどうか、申しわけございません、すぐに実態調査しますというそういったお話しにはできないというふうに私、考えております。

○池田福子委員

中には字の読めない方とかいろいろいらっちゃって、いろんなことで対処していただいているとは思いますが、できるだけ不利益のないようをお願いしたいと思います。

この逢妻処理の問題ですけれども、負担金いろいろ載っておりますけれども、これ、やっぱり尿の処理とかそういうのは生活の問題でもあると思います。ですから、たとえその登録されていない方でも今までどおりの取り扱いが保証されるということがここに書いてあるというふうに理解し

てよろしいわけですね。

○環境課長

今回は規約の一部改正ということでございまして、運用については、特にこれまでどおりと変わらないです。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号について、挙手により採決します。

議案第41号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第41号 逢妻衛生処理組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第9号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○安江委員

最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書について、不採択の立場から意見を述べさせていただきます。

現在のデフレ状況の中で、時間額1,000円、日額7,500円以上、月額16万円以上の全国一律最低賃金制の確立は、現状において、到底かなうもの

ではないと思われま。

したがって、この陳情に一意の会としましては、不採択とさせていただきます。

○田中委員長

ほかに御意見は。

○川合委員

それでは、私のほうからも不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

この陳情は、これまでも何度か出ているわけでございます。確かに、勤める側の立場の方から見た場合の賃金は非常に低い、これは当然わかるわけでございます。

ただ、雇う側であります。すべてが大企業とか余裕のあるところばかりではなくて、ほんとに小さい小売店も正規の方が雇えなくて、パート、アルバイトの方を雇い入れるケースが非常に多いわけです。そのときにこういうようなことが求められることはよくわかりますが、決まった場合に、逆の角度から非常に経済の減速が予見されますので、私は反対の立場であります。

以上です。

○田中委員長

ほかに。

○村上委員

私も民友クラブとして、この全国最低賃金の意見書の提出については、不採択の立場でお願いいたします。

少し意見陳述をさせていただきますが、今回ここに挙げられております時間1,000円以上、日額7,500円、月額16万円という話は、これは十分理解できるところでございますが、この賃金という部分については、全国の中で各47都道府県の中で賃金委員会というのがきちっと設立されております。

この賃金委員会の中で、全国でAランク、Bランク、Cランクというふうなランクづけがされておるわけなんです。東京につきましては八百三十幾らとか、この愛知県については、ことしは750円、昨年につきましては745円ということで、少しずつではありますが改善をされておると。

先ほど川合委員のほうからも少しお話がございましたが、この賃金委員会の中で、経営側の代表、そして労働側の代表、さらには公というこの3者でしっかりと議論をされて、やはり経営の支払い能力という部分もしっかりお話すると。

それから、もう一点については、経営側の損益分岐点という部分に対してどうなのかと。赤字が出るようでは、これはとてもじゃないなというところもございます。

そして、労働側のほうにつきましては、やはり労働分配率というところに対して、その企業におかれた労働分配率、さらには労働力に合った賃金ということがございます。それで、今回この分のリーマンショック以来のということが正規社員ということが書いてありますが、リーマンショック以後、これはまさしく日本の経済という部分については非常に危機に侵されておると。

今現時点で、この社会情勢の中で、1,000円以上を上げるということにつきましては、1,000円以上にするとということにつきましては、250円掛ける8時間、さらには22日間ということであれば、1カ月当たりの賃金ベースが格段に上がってしまうと。約5万円弱。これで企業が成り立つのかと。今、中小零細企業につきましては、日本の中で企業運営ができない状況にあると。

愛知県でも空洞化対策ということをやられておりますが、やはり海外に出ていってしまう企業がふえるということであれば、雇用そのものの確立ができなくなるということで、元も子もなくなってしまうなど。これは経営側、労働側、公の立場でしっかりとこの辺のところを考えて取り組む必要があるということで、この陳情につきましては、不採択の立場とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○田中委員長

ほかに。

○池田福子委員

最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求めるこの意見書、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

愛知県は750円、最高だと言われる東京都でも837円、そして一番安いんじゃないかといわれる沖縄県が645円と、その差200円ぐらいあるんですけども、物価指数の違いがあるからとはいいますが、都会の利便性や選択肢の多さに比べて地方は働く場所そのものが限定的であります。生活を維持して、そして翌日もきちっと働ける継続性、いわゆる労働の再生産を考えれば一律最低賃金体系は必要と思います。

そもそも日本の賃金体系が低過ぎるわけなんです。昨年引き上げられましたけれども、1円、2円の問題だったんです。ということは、8時間働いても8円しか上がらないということになってきます。8時間で週5日、1カ月22日間フルに働いても、せいぜい十二、三万円、平均です。低いところでは、先ほど趣旨説明でもありましたように10万円そこそこ、その月収になってまいります。そこから税金払い、家賃、各種保険、そして医療費、出費は重なって出てまいりますけれども、その残った分が生活費ということになると思います。

働いても働いても貧困から抜け出せない状態、これに加えて非正規社員ですと、いつ解雇されるかわからないということも加味されてくるわけです。憲法で保障されております健康で文化的な生活を送る権利があるというものに対しては、ほど遠いものがある。是正がぜひ必要だと思いますけれども、物価の違いはあるとはいえ、ここで大切なことは、最低賃金を大幅に上げることと同時に、格差の問題に入るわけです。

最低賃金のベースをしっかりとって、あと、物価スライド制をプラスアルファ、付加していくというやり方にしなければ、地域間格差はますます出る。これをほっておけば地域から企業はなくなるということになると思います。労働者が安心して働ける職場でないならば、将来に不安がある職場ならば、そういう仕事しかないならば、若者は結婚とか出産を考えられない状態になります。このままほっておきますと、結局、少子高齢化はますます進むと。日本経済もそれにつれてしぼんでいくと。まず働く者の生活を守ること、これを

最優先にすべきと考えまして、採択の意見とさせていただきます。

○田中委員長

ほかに御意見は。

○風間委員

毎回出されるこの陳情第9号でございます。地方自治の本旨は、住民の福祉の向上や暮らし、生活権の保障であります。

ですから、そういう部分から考えますと、その生活を支えるこの賃金の保障というのは重要な案件であると考えておりまして、私ども、こういう陳情には一貫して賛成の立場で言っておりまして、この陳情に対しても採択でお願いします。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第9号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第9号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第9号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第10号 労働者派遣法の抜本改正を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○安江委員

陳情第10号 労働者派遣法の抜本改正を求める意見書の提出を求める陳情書について、不採択の立場から意見を申し述べさせていただきます。

現状のデフレ状況下の中、グローバル時代の民意と市場の相克的見地、または歴史的見地から、抜本改正に関しては現状では厳しいものがあると言わざるを得ません。

したがって、この陳情に対しては、一意の

会としまして、不採択とさせていただきます。

○田中委員長

ほかに御意見はありませんか。

○山崎委員

この陳情第10号に関しまして、市政会として不採択の立場で意見を述べたいと思います。

労働者の立場、安定雇用の考えからも、この意見書の内容に関しまして理解できないこともないですが、意見書の中にあるように、派遣切りなどをやめさせるため、派遣先企業に厳しく指導、働きかけをしていただくこととあります。

しかしながら、日本に関して、自由競争の国であり、先ほどありましたように、厳しい中小零細企業の運営等々、日本経済全体のことを考えますと、今回この考えの意見書に関してはふさわしくないように思います。

よって、この陳情第10号に関しまして、不採択でお願いしたいと思います。

○村上委員

民友クラブとして、陳情第10号に対して意見陳述を述べさせていただきます。

私どもとしましても、この陳情に対しましては不採択の立場で臨ませさせていただきたいと思いません。

先ほど来から2名の方が意見陳述をさせていただいております。私のほうにつきましても、この意見書、過去から数回出ているということですが、これは過去からの意見陳述を踏襲させていただきまして、不採択とさせていただきたいと思いません。

このことにつきましては、今、国のほうも考えておりますし、この動向も見きわめながら社会という部分を十分重視した中で見守っていきいたいというふうに思います。

以上でございます。

○田中委員長

ほかに御意見はございませんか。

○池田福子委員

労働者派遣法の抜本改正を求める意見書、これに賛同させていただきます。

派遣法は、4月改定されましたけれども、半年

以内に施行の予定とありますけれども、全くのざる法になりました。肝心な部分が全部先送りになってしまいました。

政策案の段階では、製造業への派遣と登録型派遣、そして日雇い派遣の3種類を原則禁止としていたはずなんですけれども、ふたを開けてみれば、製造業の派遣は残り、登録型派遣も残り、そのままになっております。日雇い派遣については、3年後の施行と、まことに緩やかな施行になっております。

期間を超えて派遣された場合の派遣先への直接雇用義務づけ、これも3年後になっております。そして、例外的な扱いとされております専門26業種、これは全く専門ではない業種がほとんどということがわかっております。つまり、企業側の考え、経営者側の考えとしましては、正社員を雇うより外部からの委託のほうが安くつくし、いつでもやめさせられるしという雇用形態、これを望んでいるというのが見え見えであるということがうかがえます。

これでは抜本改正というほどにはほど遠く、そのまま崩壊的になってしまった。何ら労働者のためになっていないということがいえると思います。短期間で使い捨てを容認するもの、そのものです。このような事態を放置しますと、日本経済というよりも日本国民の生活が逼迫して、挙句の果ては購買力が落ちて、さらなる景気の落ち込み、いわゆる負のスパイラル、これは必至でございませう。日本経済の再生とは逆行するものと思えます。

今、みずから自分が派遣社員になりたいという人は、本当にまれです。非正規雇用しかないのが現状でございませう。正社員が当たり前の世の中でした。その雇用形態にすべきであり、それに準ずる待遇にすべきであるにもかかわらず、何ら働く者の立場になっていないこの骨抜き派遣法の抜本的な改正を求める意見書に賛同するものでございませう。

○風間委員

陳情第10号、先ほど同様、やはり労働者の権利

と待遇の保障していくというのは重要な部分でございませうので、過去から一貫してこういう陳情には賛成の立場で臨んでまいりましたので、採択でよろしくお願ひします。

○田中委員長

それでは、これより採択します。

陳情第10号について、採択することに賛成の委員は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第10号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第10号 労働者派遣法の抜本改正を求める意見書の提出と求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第11号 すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現および「パート労働法」の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○安江委員

陳情第11号 すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現および「パート労働法」の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書について、不採択の立場から意見を述べさせていただきます。

かつてない円高情勢の中、財政状況の悪化、グローバル市場を無視することのできない状況の中、これらのことを実現することは、暴挙に準ずるものであると思うところであります。

よって、一意の会としましては、この陳情に対し、不採択とさせていただきます。

以上です。

○田中委員長

他に御意見はありませんか。

○山崎委員

この陳情第11号は、不採択でお願いしたいと思
います。

働く者の権利を守り、住民の安心・安全を守る
ことは、国家、地方自治体の責務であることは当
然と考え、雇用主の責任として正社員同様にパー
ト、非正規労働者の生活を守りたいことは十分認
識をしております。

しかし、現状の我が国のおかれている経済状況、
社会状況は非常に厳しい現実であり、労働条件な
どについては基本的には労使間で決定されるべき
ものであると考えます。

よって、この陳情第11号は、不採択でお願い
したいと思います。

以上です。

○村上委員

陳情第11号につきましても、民友クラブとして
意見陳述をさせていただきますが、不採択の立場
でお話させていただきます。

この陳情につきましても、一貫して、我々、民
友クラブとしては不採択の立場で臨んでまいりま
した。今回ここにも、やはりリーマンショック以
来というところではありますが、今の社会情勢、そ
ういったところを見たときに、ほんとにこういう
陳情、意見書ということでいいのかなど。十分こ
の趣旨については理解できるものの、まだまだこ
の辺のところにつきましては見定めが必要なのか
なというのと、今後の向けての改善という部分に
ついてはやぶさかではございませんが、今現状に
おける中では不採択とさせていただきたいと思
います。

○田中委員長

ほかに御意見は。

○池田福子委員

均等待遇の実現、パート労働法の公務職場への
適用を求める意見書に対して賛成の意見を述べさ
せていただきます。

ILO175条、パートタイム労働条約では、同
一事業、同一企業、同一業種、そして比較可能な
フルタイム労働者と対等、差別的取り扱い禁止を
明記、日本にもこの批准を求めていると。日本は、

これを批准しておりません。国際情勢から大きく
立ちおけております。さらに同一報酬条約、これ
を基本に見ましても、日本は全く政府も企業も
考慮しているとは思えません。

こんな事例があります。長年、正社員と同じ業
務をこなして、中には正社員よりも仕事にたけて
いる、そういう場合、むしろ新人の教育をやった
り、新任で転勤してきた労働者に対しての指導を
したりという、それがパートタイムがやっている
という事例が多く見受けられるわけです。この場
合も年収でいえば、新人の半分以上にも及ばない
ということがいわれております。こういう事例が
長くなるとあるわけです。

事業主は、短時間労働者について労働基準法、
最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保
険法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、雇
用保険等処遇すべきであります。通常の労働者
との均衡の確保を図るべきと思われるます。

しかし、この問題は、民間と同時に公務職場に
おいても厳しいものと思われます。先日、企画文
教の委員会でも、民間のほうがもっと絶悪だよ
という意見が出ました。こういう意見、私はちょ
と愕然といたしましたけれども、低いほうに合わ
せると、そういう考え方は進展がないと思います。
待遇の安売り合戦をしてる場合ではないと、こ
ういうことを言っているのは、日本の労働環境がよ
くなるはずはありません。格差があつたり、雇
用の継続が制限されるという場合は、非常勤とい
う名のもとに待遇面でも格差があります。不安を
抱えたまま働くということ、これは決してい
い実績にはつながりません。ILOの考えを適用
することとパート労働法を公務職場にも適用す
ることを求めるこの陳情書に対して、賛同の意
見とさせていただきます。

○風間委員

このパート労働者の雇用の安定や均等待遇の
実現など、労働環境の向上に向けては大変重要
でありますので、我が会派としては採択で願
いします。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第11号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第11号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第11号 すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現および「パート労働法」の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第12号 新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○安江委員

陳情第12号 新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書について、不採択の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、日本の世界での位置、財政的見地、グローバル時代のグローバル市場をかんがみたととき、意見書にある事柄を具体化することについては、いささかの疑念を持つものであります。

したがって、この陳情に対しましては、一意の会としまして不採択とさせていただきます。

○田中委員長

ほかに。

○山崎委員

この陳情第12号に関しまして、不採択でお願いしたいと思います。

こちらも雇用促進に関しまして理解するわけがありますが、やはり日本は自由経済、そして現状の我が国のおかれている厳しい経済状況をかんがみ、そして雇用などについては基本的には労使間で決定されるべきものであると考えます。

よって、この陳情第12号は、不採択でお願いしたいと思います。

以上です。

○村上委員

陳情第12号に対して、民友クラブとして不採択の立場で意見陳述を述べさせていただきますが、この件につきましても、昨年同様、民友クラブとしては不採択の立場でした。

今回この中にあります、今春の高校卒業生の就職内定率97%ということで、微量ではございますが1.5ポイントの上昇をしておると。

この1番目のところに、企業に対して雇用の採用の枠を広げ、雇用の場を確保するよう促すことということですが、やはり仕事をしっかり国内の中でつくっていくというほうが大事かなというふうに思っています。仕事があれば雇用は拡大できるという部分で、やはりこのことも大切ではありますが、こういう部分につきましては政府の取り組みを重視する中で雇用の拡大を図っていききたいというふうに思っております。

今、早急にこういった意見書を提出するということにつきましては、いささか早急過ぎるのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○池田福子委員

新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

国公立大学でも入学のとき、学用品、その他だけでも七、八十万円といわれております。私立大学では、その倍以上の150万円以上といわれております。保護者からの仕送りは、だんだん減っております。10年前に比べますと3分の2、これは保護者の経済力も低下している証ではないかと思えます。

ならばどうするか。奨学金という手があります。しかし、これが貸与ときております。貸し与えるです。卒業後、利息つきでの返済が必要。1年間10万円ずつ借りて、4年間借りて、卒業と同時に数百万円の借金を背負うというのが実情です。完

済分まで合わせますと、全部返し終えますと、総額700万円ぐらいを超えると、700万円を超える見込みというのが公然と行われております。

夢と目的を抱いて入学しても就職氷河期が、いや応なく襲いかかっている状態です。しかし、その就労がうまくいかない。何度も不採用の通知を受けてショックを受けてしまう、こういう若者たち、就職ができない、選択肢がない、非常勤雇用しかない、挙句の果てに、先の見通しがなく自殺が急増している。1,000人以上の方が就職への不安からの自殺ということです。これは潜在的なものをそれを10倍ぐらいみえるというふうにいわれておりますけれども、学生が、ひところは大企業にこだわりすぎるから就職できないのではないかという意見もありました。そういうことでやゆする声もあったわけです。今は、それも変化しております。中小にも目を向けて就活していても、なかなか内定が取れません。

大企業の内部留保1%を新規雇用に戻せば何万人と雇えるというデータが出ております。某大企業幹部は、内部留保を何に使うか迷っているんですということを公に言うておりました、というほどの内部留保があるのです。

であるならば、人材は将来の宝というふうに考えてもらって、投資と考えて雇用すべきだと私は思っております。働くことも権利でございます。もっと多面的に雇用を考えて、若者が絶望するのではなく、希望を持って働けるよう雇用の拡大を図ってもらいたいという意味から賛成の意見とさせていただきます。

○風間委員

この陳情も毎回出される陳情、重要な陳情でございます。私どもは一貫して賛成の立場できましたので、採択をお願いします。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第12号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第12号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第12号 新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第13号 TPP（環太平洋経済連携協定）への参加に反対する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○安江委員

陳情第13号 TPP（環太平洋経済連携協定）への参加に反対する意見書の提出を求める陳情書について、採択の立場から意見を述べさせていただきます。

現在の日本は、需要不足と供給過剰が持続してしまっているデフレの状況にあります。この状況下でのより一層の貿易自由化は、さらなる実質賃金の低下や失業増大を招き、輸出主導の成長は国民給与の低下をもたらし、貧富の格差を拡大させることとなります。

何はさておき、現在の日本は、まずデフレからの脱却が最優先課題であります。さらなる貿易の自由化と輸出拡大の推進は、そのデフレをさらに悪化させるものであります。このままTPPに参加すれば、日本は、関税はもちろん、社会的、文化的に必要な規則や観光まで開国の名のもとに撤廃をせざるを得なくなることは必定であります。

デフレの悪化や格差の拡大はもちろんのこと、規制緩和による食の安全、医療、あるいは金融における不安の増大などのさまざまな弊害が発生することでありましょう。その弊害をただそうとしましても、TPPという国際条約により制限がなされ、できなくなります。

よって、TPPへの参加には反対するものであります。この陳情に一意の会としましては採択とさせていただきます。

以上です。

○田中委員長

ほかに御意見はございませんか。

○川合委員

前回もこの陳情が出てまいりまして、不採択で意見申し上げましたので、今回も同じ意味で不採択をお願いしたいと思うわけですが、環太平洋の小国の貿易の活性化のためにできたこの組織が大国の参入によって若干さま変わりしてこのようになったわけですが、やはり日本としては、本来はもう少し違った意味での経済圏を確立する必要があるとは思いますが、現在は国際的にはFTAへの考え方が一般的になっておりますので、影響は見方によれば非常に食品の問題やら医療やいろんな制度的なもので、リスクはないとはいえませんが、この協議への参加については反対するものではございませんので、この陳情に対しては不採択の立場であります。

以上です。

○村上委員

私もこの民友クラブとしまして、陳情第13号に対しては不採択の立場でございます。

このTPPにつきましては、参加するということにつきましては大いに意義があるということで意見を述べさせていただきます。

以上でございます。

○池田福子委員

TPPへの参加に反対する意見書ということで賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

特に農産物、乳製品、食肉、漁業、林業、いろんな方面、関税がかからず安く入荷するということでしょうけれども、安全性におきましては、審査基準が日本に比べますと大変緩いということがいわれております。

例えば、BSE問題で示されましたように、全頭検査を要求しても拒否されるということになります。農薬の残留も大いに問題になっております。そして、そもそも食料自給率、今40%、これだけでも非常に問題があるのに、TPPに参加して関

税をなくして、こういうものを自由化したら13%以下になるだろうと予想されております。特に主食を他の国に依存すればどうなるかと。食料封鎖になれば国民が飢餓状態になるのは明確です。食料を他国に頼って、いざその国が気候変動でもあって収穫ができなくなってしまうたら、自分の国を優先して守るのではないかと思います。結果としては飢餓状態。100人のうち、この計算でいけば13人しか生き残れないということになるわけです。

ならば日本も大規模化して効率化すれば、そして、競争力をつければといわれるかもしれませんが、耕作面積に絶対的な差があります。アメリカは100倍の差、そして、オーストラリアにいたっては1500倍の耕作面積があります。根本的な相違がここにあると思います。

国民の生命線ともいえる食料を他国に依存するというのは重大な弱みです。先進国では食料の自給率100%以上のところが、ほとんどとはいいませんけれども、先進国では非常に努力をしております。そして、有事の際の備蓄もきちっと考えております。本来その地域で取れたものを、その地域で食するのがよいといわれております。食料政策で多量に余った食料の輸出先に日本をあげた、そして林業も漁業も廃れるであろうことは一目瞭然です。林業がすたれば雨水の貯水力が減って、平野部の水害が増大すると危惧する学者もいます。かつて議会では、JAの役員の方みずからも訴えられました。

しかし、このような1次産業だけではありません。例えば、医療の分野の自由化、国民皆保険は日本の誇るべき制度です。今は保険料の問題いろいろありますけれども、アメリカでは民間保険会社の抵抗に遭いまして成立しませんでした。診療の自由といえれば聞こえはいいんですけども、要するに、命も金次第ということです。

さらに金融、保険、労働なども市場原理が導入されかねません。そうなれば、まず地域から崩壊、地域に根差した中小零細企業の存続は危うくなります。それが徐々に全国に波及するわけです。

アメリカが自国の余剰物資を大市場である日本をターゲットにしようとしているのは明白です。G20では、とりえず参加の表明を保留するという決断だそうですが、むしろTPPそのものの参加の撤廃を、そして、その決断を私は望みます。そういう意味からも、この陳情に対しては賛成の意見とさせていただきます。

○風間委員

陳情第13号、今回、我が市議会に3度目でしたか、この陳情が出されました。過去から一貫してこの陳情には反対の立場であります。

ただ、大変なる影響が出るというのは私どもも心配の側面はあるわけですし、ですから、この全国で都道府県44議会も反対、慎重、あるいはJ A、日本医師会、ここにありますが、こういう団体も大きく参加の反対、慎重表明をしている、こういう実態はあるわけです。

ですから、今どういう交渉の内容なのか、一体どういう状況になっているのか全くわからない。ますます不安は増大してる、そういう流れの中でこの問題ということでございますが、ただ、私どもは、ここにありますが、この地域経済を破壊すると、このような大きな影響にはなるんだろうが、このようなことにはならないだろうと。日本の対応能力とか、やはり技術力、こういうものは必ずやいつかの影響は最小限にとどめて何とか乗り切れる能力は持っているところと自負しているところとございまして、ただ、交渉下手の我が国ですから、多分アメリカの丸のみで、ふたを開けたら、しまったと、こんな予定じゃなかった、こんなふうになる、そこが一番心配じゃないのかと、本質部分ですよ、これは。だから、そういう部分も含めて、きちっとした交渉、外交をやりながら的確な制度をつくれるなら、これはこれでこういうものもいいとは思いますが、それが全く見込めない、見きわめない、そういう状況の中でのこのTPPの交渉、ほんとに心配のほうに立つという部分で反対を表明してまいりましたので、今回も同様の今、環境の中でのこの問題は、採択でお願いしたいということでございます。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第13号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手3名です。

次に、陳情第13号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手3名です。可否同数です。したがって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本件に対する可否を採決します。

委員長は、陳情第13号について、不採択と採決します。したがって、陳情第13号 TPP（環太平洋経済連携協定）への参加に反対する意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第14号 原発をなくし、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○安江委員

陳情第14号 原発をなくし、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求める陳情書について、採択の立場から意見を述べさせていただきます。

電力の供給については、太陽光や水力、風力、バイオマス、地熱発電に求め、再生可能エネルギー中心への転換については全く同様に思うところであります。

科学者の故高木仁三郎は、今から17年前に福島第一原発の事故を予言していました。1995年、阪神大震災の教訓をもとに、原発が地震に襲われた場合の危険を訴えました。給水配管の破断と緊急炉心冷却系の破壊、非常用ディーゼル発電機の起動失敗といった事故が重なればメルトダウンから大量の放射線放出に至ると発表をいたしております。

高木は、一番気になる老朽化原発の中に福島第一原発をあげ、地震とともに津波に襲われるなどのあらゆる想定をして対策を考えていくことが、むしろ冷静で現実的な態度と述べておりました。

高木は、とりわけ危険視していたのが原発の老朽化の問題であります。2010年にかけて運転開始から30年を超える原発が2基、5基、10基とふえていきます。それまでに原発をとめなければ、40年ぐらいの寿命を持った原発がますますふえてまいります。そういう時代に大きな原発事故が起こる可能性は、私は本当に心配していますと死の直前に書いておられます。

高木は、原発老朽化という危機を明確に予測できたのは、原発の新增設が困難になると見抜いていたからだといいます。そのため老朽化した原発を使い続けなければならない事態になると、プルトニウムの利用に基づく高速増殖炉も実用化は無理だと考えられました。核燃料を人工的にふやせるという神話は崩壊したと談じておられます。

ウランの枯渇で原発が使えなくなる時期が60年から70年程度でやってくるという声が出ています。高木の予言は、ここでも的中しつつあるものであります。これまでの原子力の安全原則とされる多重防護の概念は、あくまで施設内部の事象は外に広がらないための守りでありました。

しかし、外から内への問題、例えば津波による破壊現象等においては、新しい設計概念や安全評価が必要であると、そのような外部的事象によって引き起こされる緊急事態がどのようになり、それに対しどのように備えができていくかをきちんと国や事業者の側が議論を提示すべきと論じ、公衆はそれらの点を含めて改めて核エネルギーの選択の妥当性を判断すべきと結んでおります。

日本の原子力政策の危うさを知らしめたのが福島島の事故であったと思うところであります。国民のだれもが電力不足は不安であると感じております。停電となれば経済や市民生活に深刻な影響が出ることは必定であります。だからといって、これから日本国民がどのようなエネルギーを、どう使っていくかを決めず、原発のなし崩し的な再稼

働は許されるものではないと思います。

これまでの日本の原子力政策は不変であったと思われまふ。しかし、その政策を根本から見直す機会が福島島の事故という大きな犠牲と引きかえに与えられたものだと思われまふ。これらのことにより、一意の会として、陳情書に対して、賛成の立場から採択とさせていただきます。

以上です。

○田中委員長

ほかに御意見は。

○山崎委員

陳情第14号に関しまして、市政会の意見といたしまして、不採択でお願いしたいと思います。

陳情書にありますように、自然エネルギーへの転換をしていくことは、今後必要と我々も考えております。

しかしながら、今すぐに原子力発電をすべて廃炉にするというのは、電力不足、日本企業、そして、日本経済全体のことを考えると、今すぐにとするのはなかなか難しいことだと考えております。

また、大飯原発を再稼働したとはいえ、政府、国の方針も定かではない。そして、まだまだこのエネルギー政策について議論が尽くされてないことを考えまして、この陳情第14号は、前回同様、不採択でお願いしたいと思います。

以上です。

○村上委員

民友クラブとしまして、この陳情第14号につきましては、不採択の立場でございます。

今、山崎委員が意見陳述を述べられましたが、全く同様でございます。やはり自然エネルギーの転換ということについては必要ではあるかと思いますが、新エネルギーだけでほんとにこの社会経済が構築できるかという部分につきましては、まだまだ見きわめるところがございます。そういった観点で、不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○池田福子委員

この陳情に対して、賛成の立場です。

大飯原発の再稼働が決定しました。国民の生活

を守るという大義名分を前面に出してきましたが、再び安全神話に取りつかれて国民の命を危険にさらそうとしております。

火山国の日本に原子力発電はそぐわない、これはだれが言った言葉か。アメリカの有識者が言った言葉です。当のアメリカは、かなり広範囲の80キロ圏を危険区域としています。福島原発事故が起きた際に、アメリカは何をしたかと言いますと、自分の国の住民、その人たちに速やかに避難しろと。そして帰国しなさいという指示を出しております。まさに安全神話は日本の中で、日本の政府と利権に絡む企業がつくり上げたものであるといえます。アメリカの有識者は、きちっとこのことをわかっておりました。

そして、電力不足を盾に原発再開の決断、これは一種の恫喝ともいえます。そもそも基幹電力を原爆と同じ核分裂を利用して発電する原子力発電に集中させたことが問題です。米国からの圧力あり、政党への献金あり、天下り先の確保、学者等への資金提供、そして新聞、雑誌の広告、これらの費用は多大なものがあります。しかし、それは総括原価方式という電気使用量に包含されて消費者に請求されております。しかも利益のほとんどは家庭用電気使用量からということがいわれております。反省もなく値上げを申請しております。

自然エネルギーという言葉に対して、では、原発は不自然エネルギーということになります。自然でないものは、いずれ限界が来る。まさに今が転換のときだと思っております。日本の風土は、大規模ではないですけれども自然が豊かで、各地では発電方法についてそれぞれの方法を模索しております。短期間でできるものもあれば、まだ研究段階のものもあるでしょうけれども、例えば太陽光であれば、設置したとしても原発1基分かって使用済み燃料の後始末10万年といわれております。このコストを考えれば比較はできないほどの差があるということになります。

ほかにも風力あり、水力あり、地熱、けさのテレビでは、残菜もきちっと電力発電の手段になるということをおっしゃってました。身の丈でできる

ことも多々あることを周知すべきだと思います。

以上のことから、この陳情書に対して賛成の意見とさせていただきます。

○風間委員

陳情第14号に対して、賛成の立場で意見を申し上げます。

昨年、東日本大震災が起こりまして、ほんとに悲惨な震災で、日本国中が悲しみに覆われました。その中で、特にカルチャーショックになったのが福島第一原発の事故であります。

それで、いまだにこの事故の収束もされておられませんし、実態としては大気中に放射能がどれだけ出るとか、確実に出ておりますし、海中にも流れて出ていると、そういう状況だと思います。

今、愛知県知事の大村知事が、瓦れきの処理で各自治体に受け入れを表明されています。しかし、瓦れきの中の放射能成分の報道等により非常にデリケートに反対世論がわき起こっておりますが、しかし、そんなものと比較して、今現状あそこの事故の現場から出ている放射能がどれだけかということは一切報道されません。それは当然、社会不安に陥るからでありまして、まずはそこをきちっと方向性を定めて処理をしてということが初めて大前提でこの大飯、今回の原発の再稼働なんていうのは行うのが筋だと私は思っております。

それで、事故当初、野田政権は、原発を減らすことを真剣に考えておりました。そして政権与党も脱原発依存、これを正式に表明して検討していくんだという表明をされたにもかかわらず、1年半過ぎた現状どうでしょう。全くそういう状況もあまり国民の前には知らされず、検討したかどうかもわからず、なし崩し的に産業界、電力業界の強い意向、あるいはそちらの推進派の意向によって完全になし崩しでこの大飯が再稼働という現状になったわけでございまして、これはまさに国民に対する現政権の裏切り行為としか言いようがないと私は考えております。

それで、ほんとにこの原発がいいのかと。40年たったら廃炉をするんだというそういう方針も示しておりましたが、それもどつかへいっちゃって

おりますわね。そんな中での再稼働で、国民の皆さんがほんとに納得できるのか。安全に対する不安は払拭できるのかといったら、ノーだと思いません。だからこそ、きのう、きょうの新聞は、ほとんどのマスコミが反対の論調ばかりですよ。当たり前前の話です、これはね。

だから、そういう一つのプロセスをしっかりと、あの事故、今でも現実に放射能がどれだけ出るとかわからない不安な状況下で、果たしてこの基幹産業、この重要な電源、重要なんだということは私も否定しませんし、それはしっかりとこの自然エネルギーが代替になるのかという、その難しさもありますよ。そういう部分もしっかり検討していかなければならない。あるいは初期投資には多大なお金がかかると。今の国家財政でそういうことが可能なかどうか、そういうものを含めて一つ一つ議論を進めていかなければならない。それが国民に対する政府の責任だと思うんですが、そういうのを全く棚上げして、もう一方的な部分で今の不安な当初の1年半前のほんとに心配な状況を棚上げして、もう大飯を再稼働と、これは、まさしく国民を愚弄しとるとしかいいようがないと思っております。

だから、もう一つ重要なのは、復興における津波で流されたところは復興できます。しかし、原発のあの地域は死のまちなんです。復興もできませんよ、これはね。だからそういうのをわかってるわけですよ。だからこそ慎重には慎重に今回の大飯の件もやっていたら良かったなというふうに思いますが、しかし、まだだまだほかの浜岡とか我が地域に近くで密着してる状況もありますし、今こそこういうものはしっかりとここで歯どめをして、一からそういう自然エネルギーの転換ができるんだらうか、安全性はどうなのか、今の原発はどうなのか、老朽化ある54基の30年以上たってる老朽化しているこの原発の今後はどうするんだ、こういう議論のもとに立ってこういうものは進めていっていただきたいと切実に思っております、ですから、今現状では、当然のことながら、そういうプロセスがない今の現状のこの手法には大い

に怒りを示しながら、反対ということでこの陳情には当然のことながら賛成と。

ちなみに、東海市議会議長会では、4月19日、原発に依存しないエネルギー政策への転換ということで、98市議会こぞって全会一致で採択しておりますね。だから、やはり地方議会も声を上げてるんです。そういう部分を大きな流れにして、こういうものは慎重には慎重な対応を政府に求めていくというのは重要だと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第14号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手3名です。

次に、陳情第14号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手3名です。可否同数です。したがって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本件に対する可否を採決します。

委員長は、陳情第14号について、不採択と採決します。したがって、陳情第14号 原発をなくし、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第15号 学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○安江委員

陳情第15号 学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書について、不採択の立場から意見を述べさせていただきます。

いまだ指導員の資格の明確化がなされておらず、短時間就業で不覚的要素が多く、自治体が地域の実情に即して実施するものとあり、1、指導員の

人件費を常勤複数で予算化すること、2、指導員の福利厚生を予算化すること、3、学童保育に関する国の責任を明確にし、学童保育の最低基準を策定することについて、自治体が地域の情勢に応じて実施することから、地域的要望、要請との側面がうかがえ、一意の会として反対の立場から、不採択とさせていただきます。

以上です。

○田中委員長

ほかに御意見は。

○池田福子委員

学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書に対して、賛成の意見を述べさせていただきます。

学童保育の必要性が今、再び切実に求められていると思います。核家族化、少子化などで兄弟姉妹も少ない、そして、帰宅してもひとりぼっち、外遊びも少ない、御近所との交流も少ない、3世代同居も少なく、祖父母の期待もできないという今、そして、子供を残して働かざるを得ない親の事情がふえてまいりました。収入が減る、正規労働者から非正規労働者になってしまった、または離婚されてしまった、解雇を恐れてサービス残業を強いられている、このような状態も多く見受けられます。ゆとりある子育てが難しくなっているわけです。そんなときに頼りになるのが学童保育の存在だと思います。

学童保育立ち上げには、先輩保護者の方たちの想像を絶する奮闘があったと思います。知立市は、いち早く公的なものになりました。私は、その苦勞を知りませんが、想像を絶することは承知しております。ゼロベースからのスタートで大変だったと思います。学童保育があったおかげで本当に助かりました。単に面倒を見てもらうというだけではなく、異年齢の交流や保護者同士の交流、社会性の向上にもなったと思います。しかし、全国レベルでは、まだ格差があるのも事実でございます。

憲法25条では、健康で人間らしく過ごす生存権、そして、27条では労働の権利と保障、児童福祉法、

これは自治体の児童の育成の責任、学童保育の保障とうたっております。

こども権利条約では、働く親を持つ子の保育サービスを受ける権利を国の措置義務としております。

もう一つ、ILO165号、労働者のニーズに応じた国の措置の義務化、これをうたっております。この国の責務をあげているにもかかわらず、現行では、自治体の地域の実情に応じて実施するというようになっております。自治体の地域の実情に応じていいということになっております。しかし、これでは学童保育の質の地域間格差というものが出て当然になってくるわけです。

さらに指導員への待遇面では、キャリアを生かした賃金とはほど遠いものであります。ボランティア的なものを期待しているところもあるかもしれないですけれども、なかなか大変な賃金です。

さらに不安定雇用も目立ちます。この問題、こういう指導員への問題を放置しては、子供へも影響して安心、健やかな生活が望めなくなるのではないのでしょうか。

安心した雇用こそ安心して余裕を持って子供たちに接することができる条件だと思います。ここでは多面的に人員配置の最低基準、広さ、設備、そして指導員の待遇、そういった最低基準の策定を徹底する必要を感じておりますので、この意見を求める陳情書に対して、賛成の立場とさせていただきます。

○村上委員

この陳情第15号に対して、不採択の立場とさせていただきます。

今回このことにつきましても、過去からこの陳情については提出されています。この中に3点ございますが、指導員の人件費の常勤と、複数化での予算化という分もございまして、この福利厚生費の予算化ということもございまして。

この知立市の財政というところを見ても、なかなかこの辺のところまで今現状では手が届かないというところもございまして、こういった部分については放課後児童クラブということで、知立市

の場合につきましては、他市と比べて充実しとるかなというふうに思います。これ以上の充実ということであれば、受益者負担の原則ということも視野に入れる中で今後は議論していく必要があるのかなというふうに思います。

今回は、こういったものを予算化ということで公に求めているということですので、不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○川合委員

それでは、市政会の立場として、本陳情につきましては不採択の立場で意見を申し上げます。

これまでも同様の陳情が出ておまして、それぞれの陳情のたびに不採択でありましたが、やはり現状の予算的なものの措置の中で、なかなか難しいのではないかと。

それから、今意見がありましたように、やはりこういうふうに至った原因の根底には核家族化の進行とか、家に帰っても親は共働き、おじいさん、おばあさんもない、じゃあだれがとなったときに、社会的にフォローするそういうシステムが充実されてきたわけですが、その面につきましては放課後子ども教室、これとはまた性格が違うわけですが、国の大幅な予算の充実、そして、自治体のこれ以上の予算措置やいろいろな施策の拡充につきましては、現実やはりちょっと難しいものがあるのではないかとということで、不採択の立場で考えております。

○風間委員

学童保育の陳情です。裏面にもありますように、学童保育は放課後児童健全育成事業として法律に基づく事業となりましたとあります。私も、過去一般質問等々で、この放課後児童健全育成事業の充実を求める、そういった立場から、再三市当局にわたって充実強化の提言もしてまいりましたので、より一層充実をさせていくという立場は変わっておりませんので、この陳情は採択をお願いいたします。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第15号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第15号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第15号 学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で市民福祉委員会を閉会します。ありがとうございました。

午前11時26分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長